

西東京市教員の働き方改革支援業務委託選定

【募集要項】

令和元年9月

西 東 京 市

西東京市教員の働き方改革支援業務委託選定募集要項

1 目的

東京都の「学校における働き方改革推進事業補助金」の補助事業「公立・小中学校教員のタイムマネジメント力向上支援事業」の補助金を活用し、西東京市教員の働き方改革支援業務を委託する業者を選定するために実施する。

2 選定方法

委託業者の選定は、西東京市教員の働き方改革支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における二段階方式で審査を行う。一次選考は書類審査を行い、二次選考は一次選考を通過した者に対してプレゼンテーション審査を行う。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 直近 3 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 参加意向申出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成 26 年 4 月 1 日施行）による入札参加排除措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (6) 働き方改革の視点から、教職員の意識改革について専門的な知識を有し、効果的な取組方法についての助言ができること。
- (7) 教育現場の状況を熟知し、教員の働き方改革支援業務に関して、公立小・中学校またはそれに類する教育現場での業務実績があり、受託業務を確実に履行できること。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで

※令和 2 年度は、令和 2 年度の契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日までの業務委託を想定していますが、契約を確約するものではありません。

5 予算額

3,168,000 円（消費税及び地方消費税込み）※令和元年度予算額

6 日程

- (1) 仕様書配布日 令和元年9月19日(木) ※西東京市ホームページにより配布する
- (2) 質問受付期間 令和元年9月20日(金) 午前9時から9月26日(木) 午後1時まで
※メールにより行う
- (3) 質問回答日 令和元年9月27日(金) ※西東京市ホームページに掲載
- (4) 企画提案書提出期限 令和元年10月4日(金) 午後4時まで
※簡易書留郵送、宅配便又は直接持参により提出する
- (5) 一次選考(書類審査) 令和元年10月9日(水)
- (6) 一次選考結果通知 令和元年10月10日(木) ※メールにより行う
- (7) 二次選考(プレゼンテーション審査) 令和元年10月16日(水)
※開始時間等については、第一次選考を通過した事業者に別途通知する
- (8) 二次選考結果通知 令和元年10月17日(木)
※日付等は予定であるため変更する場合があります。

7 企画書提案内容

別添、「西東京市教員の働き方改革支援業務委託仕様書(案)」に基づき、提案内容は次のものとする。

- ア. 業務に対する理解と実施の理念、方針
- イ. 貴社の優位性、独創性、特徴
- ウ. 実施内容及び実施手法
- エ. 業務の履行に係る貴社の体制
- オ. 業務の履行スケジュール

※上記の他、必要と思われる調査内容や有効な提案等の自由提案を含めること。

8 企画提案書仕様

(1) 次の書類を指定した部数の紙面により提出すること

ア 企画提案書提出書(様式1) 1部

イ 企画提案書(様式任意) 9部

(うち1部は社名入り、8部は社名なしとする)

ウ 会社概要表(様式2) 1部

エ 実績表(様式3) 1部

※直近3年間の実績のみを記載すること。また、記載内容等が確認できる書類(契約書の写し等)を各1部添付すること。

オ 見積書 1部

(2) 企画提案書の条件

ア 表題は「西東京市教員の働き方改革支援業務委託」とし、A4判両面印刷20頁以内とする。

イ 令和元年度において完結し、令和2年度に引き続き行う場合の企画提案を行う。

ウ 令和元年度においても成果に関する報告等を行うこと。

(3) 見積書の条件

ア 令和元年度、令和2年度のそれぞれで見積書を提出すること。

イ 総価とする。

ウ 見積書は、別紙仕様書（案）を参考に消費税相当分を含め積算すること。

エ 日付は令和元年10月16日（水）とし、宛名は「西東京市長 丸山浩一」とする。

オ 人件費（単価・工数・作業内容）、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用一切の経費が含まれるものとし、単価内訳については可能な限り詳細に記載すること。

(4) 提出期限

令和元年10月4日（金）午後4時までに西東京市教育部教育指導課（〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号）へ簡易書留郵送、宅配便又は直接持参にて提出すること。

9 第1次審査【書類審査の評価基準及び採点方法】

評価は、企画の優秀性及び価格の低廉性について、次の基準又は方法により点数化する。

※採点は令和元年度と令和2年度の2年分の内容を対象として行う。

(1) 企画点（500点満点）

ア 配点

評価項目	配点割合
① 本件業務に係る基本的な考え方（提案内容の合致性）	100
② 提案内容の具体性、実現性、内容の充実度（提案の内容）	250
③ 業務推進体制（確実な業務の履行体制）	150
企画点合計	500

イ 採点方法

提出書類、企画提案内容を評価項目ごとに評価し、次のとおり採点する。

評価	基準	配点割合
A	最も優れている	100
B	優れている	80
C	標準	50
D	やや劣っている	20
E	劣っている	0

ウ 集計方法

全委員の企画点の合計点数の平均を当該業者の得点とする。小数点以下については、第1位を四捨五入する。

(2) 価格点（200点満点）

価格点は次の方法により算出する。小数点以下については、第1位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = (\text{最低見積額} \div \text{当該業者の見積額}) \times 100$$

なお、見積額が本件委託業務に係る予算額（令和元年度 3,168 千円、令和2年度 4,290 千

円)を超えている場合は、失格とする。また、見積額が予算額の50%未満であるなど、不当なダンピングと思われる見積書を提出した場合は、選定委員会で協議し価格点を50%以下に減点する。

(3) 第4位業者までの決定

企画点と価格点を合計し、最も点数の高い業者を第1位業者とし、第4位までの業者を決定する。

参加業者が4社以内の場合は、点数付けをし、全業者合格とする。

10 第2次審査【プレゼンテーション審査の評価基準及び採点方法】

(1) 審査内容

企画提案者による企画提案内容のプレゼンテーションの内容について、委員による審査・採点を行う。プレゼンテーションにおいては、実際の業務担当者が説明を行う。

(2) 評価基準

ア プレゼンテーション

審査項目	配点
プレゼンテーション (1) 法人の考え方、熱意等 (2) タイムマネジメント力向上支援の手法	300

イ 採点方法

提出書類、企画提案内容を評価項目ごとに評価し、次のとおり採点する。

※採点は令和元年度と令和2年度の2年分の内容を対象として行う。

評価	基準	配点割合
A	最も優れている	100
B	優れている	80
C	標準	50
D	やや劣っている	20
E	劣っている	0

ウ 集計方法

全委員の企画点の合計点数の平均を当該業者の得点とする。小数点以下については、第1位を四捨五入する。

(3) 第1位業者の決定

第1次審査の得点と第2次審査の得点を合計し、最も点数の高い業者を第1位業者とし、別紙仕様書に基づいた仕様書の作成及び業務価格について交渉を行い、契約を締結する。

また、提案業者が1社の場合は、業者の決定は、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計が400点以上の場合とする。

11 結果の公表

当該業者の点数並びに第1位業者名及び点数を通知する。

12 欠格事項

(1) 要領以外の行為

本要領に定める手続き、方法以外で審査員又は関係者に企画提案競技に対する援助を求めた場合は、失格とする。

(2) 提出書類の不備

- ア 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- イ 様式及び注意事項に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- エ 記載すべき事項以外が記載されている場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合

13 その他

- (1) 企画提案競技の参加に要する費用については、西東京市は一切負担しない。
- (2) 提案された企画書等は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出は期限厳守とする。ただし、提出期限までに遅延する旨の連絡があり、その理由が止むを得ないと認められる場合はこの限りではない。
- (4) 質問、問合せは、緊急時の連絡を除き、電子メールにて行うものとする。質問の回答は、内容を取りまとめて、西東京市ホームページに掲載又は全社に電子メールにて回答する。

14 企画書提出先・問合せ先

西東京市教育部教育指導課指導係 伊部・成田
〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-438-4075 (直通) FAX 042-423-2872
E-mail shidou@city.nishitokyo.lg.jp